○内閣府告示第二百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　五島市

二　構造改革特別区域の名称　五島市赤ちゃん健やか保育支援特区

三　構造改革特別区域の範囲　五島市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）保育所における看護師配置補助要件の緩和事業（九三六）

○内閣府告示第二百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十三年六月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡徳之島町

二　構造改革特別区域の名称　徳之島地域資源果実酒・リキュール特区

三　構造改革特別区域の範囲　鹿児島県大島郡徳之島町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）

○内閣府告示第二百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　秋田市

二　構造改革特別区域の名称　秋田市地域密着共生型福祉特区

三　構造改革特別区域の範囲　秋田市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）学校設置会社による学校設置事業（八一六）及びインターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二七）

○内閣府告示第二百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百九十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪市

二　構造改革特別区域の名称　ビジネス人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　大阪市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）

○内閣府告示第二百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百九十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡市

二　構造改革特別区域の名称　福岡アジアビジネス特区

三　構造改革特別区域の範囲　福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）学校設置会社による学校設置事業（八一六）及びインターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八三二）

○内閣府告示第二百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第四十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長崎県

二　構造改革特別区域の名称　ながさき有害鳥獣被害防止特区

三　構造改革特別区域の範囲　諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市及び西海市並びに長崎県西彼杵郡長与町及び時津町、東彼杵郡東彼杵町、北松浦郡小値賀町並びに南松浦郡新上五島町の全域並びに佐世保市の区域の一部（黒島町地区・高島町地区・宇久町地区・江迎町地区・鹿町町地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

○内閣府告示第二百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年六月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　札幌市

二　構造改革特別区域の名称　ビジネスフロンティア育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　札幌市の全域

○内閣府告示第二百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第五十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年六月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山形県最上郡金山町

二　構造改革特別区域の名称　保育所・学校での一貫食育を通じた金山人づくり特区

三　構造改革特別区域の範囲　山形県最上郡金山町の全域

○内閣府告示第二百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百六十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年六月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横浜市

二　構造改革特別区域の名称　都市型大学推進特区

三　構造改革特別区域の範囲　横浜市の全域

○内閣府告示第二百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年内閣府告示第八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十三年六月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岐阜市

二　構造改革特別区域の名称　岐阜市　人と地球にやさしい公共交通利用促進特区

三　構造改革特別区域の範囲　岐阜市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）